

スマートエネルギー住宅普及啓発業務仕様書

1 委託業務の名称

スマートエネルギー住宅普及啓発業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

3 委託業務の目的・趣旨

宮城県では、みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略に掲げる高い再エネ目標（太陽光：基準年比14.8倍）を達成するため、さらなる普及啓発や、民間事業者のノウハウなどを生かした取り組みを展開する必要がある。

この具体策として、本業務は環境にやさしく災害に強い「スマートエネルギー住宅」（※以下「スマエネ住宅」という。）の普及啓発及び新築建物への太陽光導入促進を目的とした普及宣伝資材の作成とともに、「太陽光発電設備等共同購入事業（住宅向け）」において県が担う広報を行う。

4 委託業務内容

(1) スマートエネルギー住宅の普及啓発

イ 想定対象者

(イ) 県内で新築住宅の建設を検討する者（主に20代～30代）

(ロ) 県内で住宅リフォームを検討する者（主に40代～50代）

ロ 普及啓発イベントの実施

県内で多数の集客が見込まれるイベント又は大規模商業施設等に、スマエネ住宅のPRブース等を設置し、県民を対象としたスマエネ住宅に関する普及啓発イベントを行うこと。

(イ) 開催場所

a 多数の集客が見込まれるイベントなど、イの想定対象者への訴求力が高いと見込まれる会場を1か所以上選定し、スマエネ住宅のブース出展を行い、普及促進に寄与する内容のイベントを企画・運営すること。なお、選定にあたっては交通の利便が良く、イベントに係る設備・備品の整備された場所を提案すること。（※住宅展示場におけるイベントは含めない。）

b aに加えて、当課が主催する環境イベントに参加すること。

（秋ごろの開催を予定）

【参考】環境政策課が主催する環境イベント（昨年度開催）

< 県 HP URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/event2023.html> >

(ロ) 内容

a 普及啓発パネルの展示

・スマエネ住宅に導入される主な再エネ・省エネ設備※や太陽光発電共同購入事業に関する普及啓発パネルの展示を行うこと。

※ 主な再エネ・省エネ設備は、太陽光発電システム、蓄電池、V2H、家庭用燃料電池（エネファーム）、地中熱ヒートポンプ、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）、省エネ改修を想定

・展示する普及啓発パネル（A1サイズ・6枚）については、発注者から貸与するものを使用すること。

b パンフレット及びリーフレット等の広報資料等の配布

・（４）で作成する広報資料等を配布すること。

c スマエネ住宅や再エネの体験企画の実施

・多数の集客を図ることができ、県民がスマエネ住宅への認知度を高め、興味関心を持ってもらえるような体験型の企画を提案し、実施すること。

d うちエコ診断ブースの設置及び実施

・うちエコ診断を行うために必要なブースの確保及び備品を用意すること。

・うちエコ診断士との日程調整等については発注者が行う。

(ハ) 実施に係る業務

・イベントの準備から開催までの連絡調整を行うこと。

・会場使用やブース出展の申込みなど、イベントの実施に必要な各種手続を行うこと。

・実施に必要な資機材の手配や搬入、会場での装飾デザイン・設営・撤去を行うこと。

・ブースのレイアウトや設備は、パネル展示用の備品（イーゼル等）やパンフレット等を配架するための長机・椅子、電源コンセントを基本とし、企画内容に応じて発注者と協議の上、決定すること。

・イベント当日、発注者が事前に準備するマスコットキャラクターの着ぐるみを保管・着脱するためのスペースを別途確保すること。

・イベント当日の円滑な運営を行うためのスタッフを1名以上配置し、ブース周辺での誘導及びパンフレット等の配布、来場者の呼び込み等を行うこと。

・イベント当日は、県職員が2名又は3名参加し、パネル展示やパンフレット等に関する説明対応を行うほか、マスコットキャラクターの着ぐるみによる来場者の呼び込み等を行うものとする。

・参加者の安全に十分に配慮したうえでイベントの開催を行うこと。

(二) 広報

・イベントの開催に当たっては、イの想定対象者の集客を図るための効果的な広報・PRを行うこと。

(ホ) その他

- ・大規模災害発生等により、イベントの開催が困難になった場合など、事業実施の前提条件が変化したときは、代替的な対応又は中止等について発注者と受注者で協議すること。

【参考】

うちエコ診断とは、家庭の省エネ対策の知識を持った「うちエコ診断士」が、各家庭の光熱費等の情報を基に、CO2 排出量の平均的な家庭との比較や家庭内のどの分野から CO2 が多く排出されているか診断を行い、ライフスタイルに合わせた省エネ・省 CO2 対策を提案するもの
＜県 HP URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/uchieco-jushinn.html>＞

ハ マス媒体を用いた広報

受注者はより広く一般県民に周知ができる手段（テレビや雑誌等）を提案し、スマエネ住宅に関する県民の認知度や興味関心を高めるため、スマエネ住宅を構成する再エネ・省エネ設備やZEHの特徴や利点、また、うちエコ診断や宮城県の施策等を紹介すること。

(イ) 二次利用について

- ・広報終了後も県ホームページへの掲載ができるようにするなど、県が広報のために行う二次利用を可能とすること。但し、発注者において二次利用ができない場合はその理由などを発注者に説明し、発注者と協議するものとする。

＜昨年度の取組み＞

- ・情報番組内、特集によりスマエネ住宅を紹介
約5分×1回の放送

(2) 太陽光発電共同購入事業の広報

イ 想定対象者

県内に住宅を所有する者（主に30代～50代）

ロ 内容

「太陽光発電設備等共同購入事業」について、受注者は、発注者より広報に係る各種データおよびチラシ・ポスター等の提供を受け、より広く一般県民に周知ができる手段を提案し、実施すること。ただし、受注者は、発注者と協議の上、共同購入事業の進捗に応じて、発注者が指示した広報手段を実行すること。

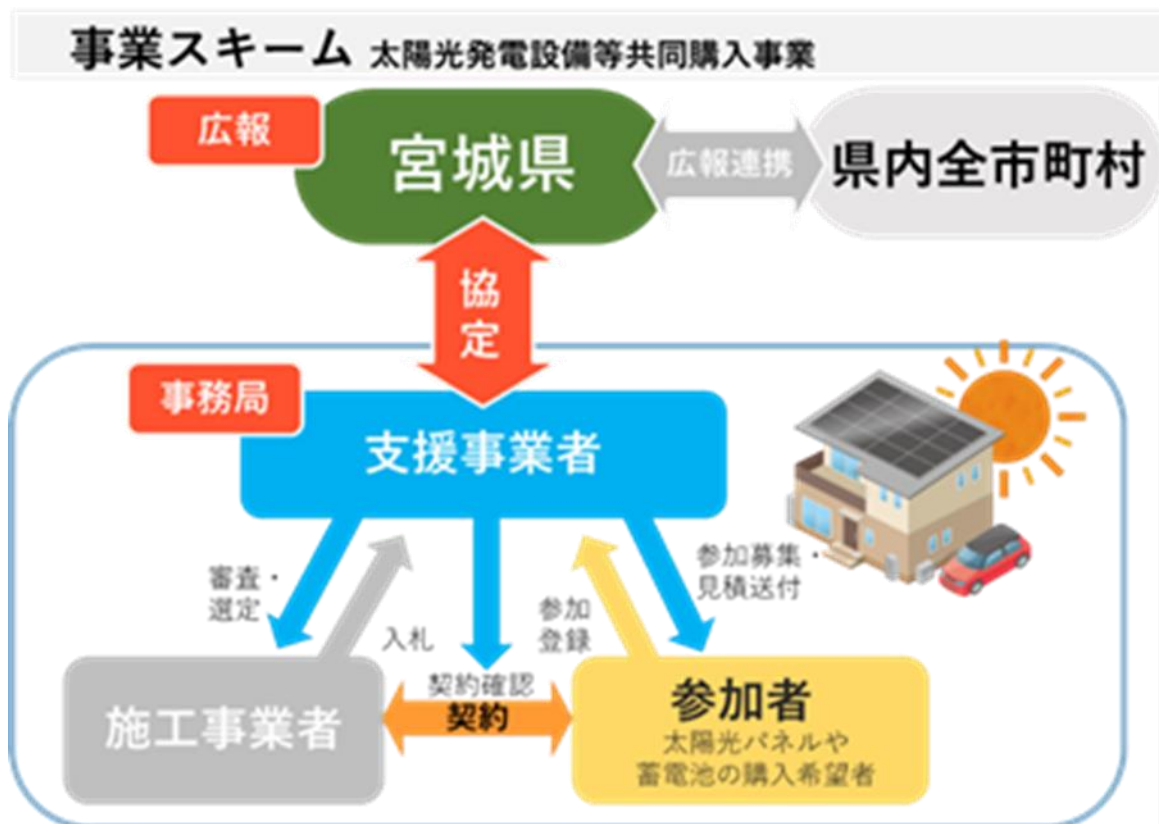
(イ) 広報期間

- ・ 広報期間は、契約締結日から令和6年7月31日（水）までとする。

【参考】

太陽光発電共同購入事業とは、広く県民から太陽光発電設備や蓄電池の購入希望者を募り、一括して発注を行うことによるスケールメリットを生かし、市場価格よりも安価に購入できる仕組みを構築するもの。

< 県HP URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/kyodo01.html> >



<昨年度の取組み>

- ①テレビ CM による広報
7 月中に 15 秒×30 本を放送
- ②情報番組内において特集でキャンペーンを紹介
7 月中に約 5 分×1 回を放送
- ③マスメディアの HP へ、共同購入事務局サイトへの誘導バナーを掲示

(3) 太陽光発電設備導入普及宣伝資材（パンフレット）の作成

- ・住宅及び事業者に向けた太陽光発電設備の導入促進のため、受注者は、令和 5 年度太陽光発電導入拡大に向けた調査検討業務にて作成したパンフレット原案（別紙参照）の提供を受け、必要な範囲で調整の上、デザイン・校正すること。
- ・作成したデザインをもとに（4）に定める部数の印刷を行うこと。

(4) 広報資料等の作成

広報資料等は、下表のとおりとし、デザインや印刷物の仕様、納期等については、発注者と協議の上、決定すること。その他スマエネ住宅の普及啓発に効果的な広報資料等の案があれば提案すること。

広報物等	基礎データの支給方法	委託内容	部数
①再エネ・省エネ設備についてのパンフレット	印刷用の基礎データは発注者で作成（Microsoft PowerPoint 使用）し、支給する。	成果物 全 8 ページパンフレット （カラー両面 A4 サイズ） デザインは必要ないが、適宜印刷に適したデータへの調整を行い印刷すること。	1,900 部以上
②スマエネ設備を導入した方のロコミリーフレット	印刷用の基礎データは発注者で作成（Microsoft PowerPoint 使用）し、支給する。	成果物 全 4 ページリーフレット （カラー両面 A3 二つ折り） デザインは必要ないが、適宜印刷に適したデータへの調整を行い印刷すること。	1,900 部以上
③ロゴ入りエコバック	ロゴのイメージは、発注者で作成し、支給する。 その他、スマエネ住宅に適したデザインの案があれば提案すること。	成果物 ロゴ入りエコバック ロゴ入りエコバックをデザインし、印刷すること。	1,500 枚以上

④ (住宅向け) 普及宣伝資材	(3)にて作成したもの。	成果物 全10ページパンフレット (カラー両面 A4 サイズ)	5,000 部以上
⑤ (事業者向け) 普及宣伝資材	(3)にて作成したもの。	成果物 全10ページパンフレット (カラー両面 A4 サイズ)	5,000 部以上
⑥ イベント用法被	法被の大枠のイメージは、発注者で提示する。	成果物 イベント用法被 イベント用法被をデザインし、 <u>印刷すること</u>	10 着以上

5 打合せ協議

受注者は各業務実施前に計画書を作成し、発注者と協議するほか、必要に応じて随時打合せを行うこと。

6 成果の確認

(1) 事業成果は、イベント開催時の現地確認及び業務完了報告書により確認する。

(2) 業務完了報告書

イ 提出期限 業務完了1ヶ月以内

ロ 提出部数 1部

ハ 提出場所 宮城県環境生活部環境政策課省エネ・再エネ推進班

ニ 添付資料

- ・業務完了報告書(2部)
- ・映像等を作成した場合は、映像を収録したDVD 2枚
- ・ホームページに掲載可能な形式のデータを収録したもの 1式

7 その他

(1) 本業務について、契約書及びこの仕様書に明示されていない事項であっても、本業務の履行上、当然に必要な事項については、受注者が責任を持って対応すること。

(2) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は発注者に帰属するものとし、発注者は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。なお、成果品は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

(3) 受注者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。

(4) 委託金額には、会場使用料や設営費、出展物の運搬費等のイベント運営、マス媒体作成に係る費用、協力企業への謝金や再委託費用、旅費、報告書作成等、契約の履行に係る一切の費用を含むこと。